

第五次計画事業(案)一覧

基本目標1 男女平等の実現に向けた意識の向上

主要課題	施策	新旧事業No.、事業名、事業内容、重点事業(★)、担当課				
<p>①男女平等の意識づくりと固定的な性別役割分担意識の解消</p>	<p>①男女平等の意識啓発</p>	1 (39)	男女平等に関する各種情報の提供・発信	多くの市民が男女平等についての認識を持ち、固定的な性別役割分担の意識を解消することを目指して、市民への啓発を積極的に進めます。	★	協働推進課
		2 (40)	男女共同参画週間事業の実施	男女共同参画週間を周知し、固定的な性別役割分担意識やジェンダーにとらわれず、男女平等の意識を持って日常生活を送ることの意義について啓発します。		協働推進課
		3 (12)	家庭内での男女平等意識の推進	夫婦のいずれか一方に仕事や家事・育児・介護等の負担が偏ることがないようにするため、市民に対する意識啓発を推進します。		協働推進課
		4 (41)	学習機会の提供の充実	多くの市民が生涯学習を通じて多様な知識や考え方を身に付け、ひいては男女平等、人権尊重、ワーク・ライフ・バランス等に対する認識を深めることで、より充実した人生を送ることができるよう、誰もが参加しやすい学習機会の提供に取り組みます。	★	協働推進課 文化振興課
		5 (42)	男女平等の視点での市刊行物等への留意	本市が広報、出版物等で情報を発信する際には、男女平等の視点から配慮を行い、ジェンダーにとらわれず人権を尊重した表現を用いることに十分留意します。		全課
	<p>②学校における男女平等教育の推進</p>	6 (24)	人権教育の推進	子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高め、自他の大切さを認め合い尊重し合うよう、男女平等に関する資料等も活用し、人権教育を推進します。		教育指導課 秘書広報課
	7 (43)	教職員研修	教職員が男女共同参画について十分に理解した上で児童・生徒の指導に当たるようにするため、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修、OJT等において「人権教育プログラム」(東京都教育委員会)等を活用した研修を行います。		教育指導課	
	8 (44)	男女平等の視点に基づく進路指導の充実とキャリア教育の推進	児童・生徒が性別による固定的な役割分担意識にとらわれずに主体的に進路(職業)を選択する能力・態度を育むため、各学校での生活指導、進路指導、職場体験等を計画的に行います。		教育指導課	

基本目標1 男女平等の実現に向けた意識の向上

主要課題	施策	新旧事業No.、事業名、事業内容、重点事業(★)、担当課				
<p>②性の多様性の尊重</p>	<p>○性の多様性の尊重と理解の促進</p>	<p>9 (45)</p>	<p>年代に応じた性教育の推進</p>	<p>性別による身体の違いについて十分に理解するとともに、人権尊重の視点も含む性自認や性的指向に対する正しい知識を身に付けるようにするため、学校等において性についての認識を育てる学習の充実に努めます。</p>		<p>協働推進課 教育指導課</p>
		<p>10 (46)</p>	<p>【更新】 性の多様性に関する理解の促進と当事者支援の推進</p>	<p>性の多様な在り方とその人権課題について市民の理解と配慮を促します。また、東京都パートナーシップ宣誓制度の周知や性的少数者に対する支援を行います。</p>	<p>★</p>	<p>協働推進課</p>
		<p>11 (47)</p>	<p>小・中学校における個別の支援</p>	<p>性的少数者である児童・生徒の人権を擁護するため、支援を要する児童・生徒の状況に応じて個別の支援を行います。</p>		<p>教育指導課</p>

基本目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

主要課題	施策	新旧事業No.、事業名、事業内容、重点事業(★)、担当課			
①配偶者等からの暴力防止と被害者支援	①人権尊重と暴力防止に向けた意識啓発	6 (24)	人権教育の推進(再掲)	子どもの頃から人権意識・男女平等意識を高め、自他の大切さを認め合い尊重し合うよう、男女平等に関する資料等も活用し、人権教育を推進します。	教育指導課 秘書広報課
		12 (25)	【更新】DVの防止に向けた広報・啓発	重大な人権侵害でもある配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為等の暴力の防止に向けて、広く意識啓発を行います。	協働推進課
		13 (26)	若年層に対する暴力の防止に向けた教育の推進	DVやデートDVに対する正しい認識を定着させるため、特に若年層を中心に、市民に対して様々な機会を捉えて積極的な広報・啓発活動を行います。	協働推進課 教育指導課
		14 (27)	あらゆる暴力の根絶に向けた広報・啓発の推進	就労の場、教育の場、地域活動の場など市内のあらゆる場における、あらゆる暴力や性犯罪の発生を防止し、被害の相談窓口についての周知を強化します。	★ 協働推進課 秘書広報課
		15 (28)	児童虐待防止に向けた見守り体制の強化	児童虐待防止に取り組み、支援や見守り体制を強化します。	子ども子育て支援課
		16 (29)	【更新】メディア・リテラシーの育成とネット上での人権侵害の防止に向けた啓発の推進	メディアの多様化やスマートフォンの普及により、膨大な量の情報を受け取ることができ、性的表現や暴力表現が市民の目に触れやすくなっています。市民が様々なメディアから発信される情報を読み解く能力と、適切に選択し発信する能力(メディア・リテラシー)を身に付けることができるよう啓発を行います。また、性的表現や暴力表現から児童・生徒を守るため、情報モラルやリテラシーに関する教育の充実を図るとともに、子どもにも学びやすい親子参加型の講座を実施します。	協働推進課 教育指導課 文化振興課
	②早期発見と暴力被害者への支援	17 (30)	【更新】相談業務の充実	DVに関する相談窓口・情報提供窓口を広く周知し、早期の相談を促すとともに、迅速かつ確に対応でき、きめ細かい配慮のある相談支援体制を整備します。相談窓口には、対面相談のほか、電話相談やオンライン相談等、気兼ねなく相談できる窓口も設けます。また、相談業務において二次被害が生じないように、相談員をはじめとする職務関係者の資質向上を図ります。	協働推進課 福祉総務課 子ども子育て支援課 子ども育成課

基本目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

主要課題	施策	新旧事業No.、事業名、事業内容、重点事業(★)、担当課			
①配偶者等からの暴力防止と被害者支援	②早期発見と暴力被害者への支援	18 (31)	被害者の状況に応じた相談機能の充実	外国人や高齢者、障害者など、多様な状況の被害者に応じた相談体制を整備し、あらゆる被害者からの相談に応じます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課
		19 (32)	健診等による被害者発見時の対応	DVの被害者を早期に発見して被害の深刻化を防ぐため、健診等を通じてDVを発見した場合、関係機関と連携して速やかに適切な対応を取ります。	子ども子育て支援課
		20 (33)	被害者発見時の通報の周知	市民や学校関係者、保育園等関係者、医療関係者、福祉関係者に対して、DV防止法に基づく通報について周知し、意識の定着を図ります。	協働推進課 福祉総務課 子ども育成課 子ども子育て支援課 教育総務課 教育指導課
		21 (34)	被害者の安全確保	保護を求める被害者の安全確保を図るため、緊急一時保護施設(シェルター)を活用します。	福祉総務課 子ども子育て支援課
		22 (35)	特に支援を要する様々な被害者の安全確保	特に支援を必要とする外国人、高齢者、障害者等の被害者を確実に保護するため、福祉施設等との連携を図り、必要に応じて施設の活用について検討します。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課
		23 (36)	被害者への対応に対する留意	被害者が加害者に居所を知られることなく生活できるように支援するため、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付等の取扱いには十分留意します。また、住民基本台帳の情報に基づいて事務処理を行う部署においても、情報管理を徹底します。	全課
		24 (37)	子どもがいる家庭に対する支援	子どもがいる被害者が子どもと共に安心して生活できるようにするため、学校や保育園等の関係機関との連携により、子育てや教育相談体制を充実させます。また、被害等により子どもを通常どおり就学させることが困難な家庭に対して、就学の援助や相談を行います。	子ども育成課 子ども子育て支援課 教育総務課 教育指導課
	③連携体制の強化	25 (38)	【更新】 庁内連携及び関係機関との連携の推進	DV、虐待等の暴力や人権被害の解決に向けて、関係課間の連携及び警察や東京都等の関係機関、市医師会・歯科医師会等の医療関係者や民生・児童委員等の福祉関係者との連携を推進します。必要に応じて、庁内連絡会及び関係機関による行政機関等連絡会を開催します。	協働推進課 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども育成課 子ども子育て支援課

基本目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

主要課題	施策	新旧事業No.、事業名、事業内容、重点事業(★)、担当課				
②各種ハラスメントの防止と被害者支援	①各種ハラスメントの防止に向けた意識啓発	26 (20)	あらゆるハラスメントの防止に向けた広報・啓発の推進	市内のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの各種ハラスメント行為の防止に向けて、市報やホームページなどを活用して意識啓発するとともに、市内事業所に対しても啓発を行っていきます。	★	協働推進課
		27 (21)	庁内等におけるあらゆるハラスメント対策	就労の場(市役所)、教育の場(学校)におけるあらゆるハラスメントの発生防止に向けて、市職員及び教職員に対する各種ハラスメント防止研修等を実施します。		職員課 教育指導課
	②早期発見と各種ハラスメント被害者への支援	28 (22)	セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等の被害者支援の充実	セクシュアル・ハラスメントや性犯罪、ストーカー行為の被害者が二次被害を受けることを防ぐとともに、相談内容に応じて適切な支援につなぐことができるよう、相談員をはじめとする職務関係者の資質向上・相談対応能力の強化を図ります。また、プライバシー保護に配慮した相談窓口の運営を行います。		協働推進課 福祉総務課 子ども子育て支援課 子ども育成課
		29 (23)	庁内等におけるあらゆるハラスメント苦情相談・苦情処理体制の充実	就労の場(市役所)、教育の場(学校)において各種ハラスメントが発生した場合には、被害者からの相談を受けて迅速に対応することのできる苦情処理体制を整備します。		職員課 教育指導課

基本目標3 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの推進

主要課題	施策	新旧事業No.、事業名、事業内容、重点事業(★)、担当課				
①女性活躍の推進	①女性の活躍の場を広げるための支援	30 (1)	【更新】 女性の復職・再就職等に向けた支援	復職・再就職を希望する女性に対して、その準備のためのマインドセットを行う講座や、相談を実施します。また、マザーズハローワーク立川等と連携し、仕事と育児・介護等の両立を目指す女性の就業支援の充実を図ります。	★	協働推進課 産業観光課
		31 (2)	【更新】 女性リーダーの育成	女性リーダーの育成に向けた研修・講座の開催や、地域社会で女性のキャリア支援などを行うメンターバンクを創設することで、女性リーダーを育成し、企業や地域活動の場において男女双方の多様な意見が的確に反映されることを目指します。	★	協働推進課
		32 (3)	女性の起業に関する情報提供・支援	一般に、女性の起業に際して資金やノウハウ等に不安を抱える例が見られることを踏まえ、男女共同参画センター「ゆーあい」が情報提供や相談等の窓口機能を備えるとともに、関係機関と連携して支援します。		協働推進課
		33 (4)	農業、自営業への男女共同参画	農業、自営業分野において女性が業務に参加・協力するだけでなく、経営に参画できるように働きかけを行います。併せて、農業、自営業分野の女性を取り巻く労働条件、生活環境の改善に向けた情報提供に努めます。		産業観光課
	②意思決定過程への女性参画の推進	34 (5)	各種審議会等への女性の参画促進	本市の政策決定に際して、男女双方の多様な意見を的確に反映させることを目指します。特に、審議会等の各委員会の委員構成上の男女比に配慮します。	★	全課
		35 (6)	市役所における女性管理職登用の促進	本市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、管理職としての職務遂行能力があると認められる者を選考により昇任させ、女性職員の積極的な登用を図ります。		職員課
		36 (7)	女性教員の管理職登用の促進	教育の場における方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性教員に対し、管理職試験の受験を促します。		教育指導課
		37 (8)	広聴機会の充実	市民の市政への参画意識の高揚を図り、女性が参画しやすい環境を整備して女性の視点を市政全般に反映するため、広聴機会の充実に努めます。		秘書広報課

基本目標3 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの推進

主要課題	施策	新旧事業No.、事業名、事業内容、重点事業(★)、担当課				
②ワーク・ライフ・バランスの推進	①男女がともに働きやすい職場環境づくり	38 (11) (17) (18)	就労環境の見直し推進に向けた啓発	市内事業所に対し、関係法令や育児・介護等に関する各種制度、多様な働き方等に関する情報提供を行い、就労場における男女平等の取扱いの徹底や市民のワーク・ライフ・バランスの実現を支援するための啓発を行います。		産業観光課
		39 (19)	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	ワーク・ライフ・バランス推進事業所を認定し、市内・市外へPRを行います。認定企業をPRすることで、ワーク・ライフ・バランスの導入について支援とより一層の充実を図ります。	★	協働推進課
		40 (15)	職員への男女平等研修の実施	市職員に男女平等意識を定着させるため、研修を行います。また、東京都市町村職員研修所が実施する研修への職員派遣を行います。		職員課 協働推進課
	②市民のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	41 (13)	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	事業者及び市民に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を啓発するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する各種制度や多様な労働形態に関する情報を周知して、市民一人一人が自らの生き方について考え、実践することを支援します。		協働推進課 産業観光課
		42 (13)	仕事と育児・介護の両立に向けた各種支援	育児や介護をしながら働く市民の両立を支援するため、相談の機会や各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、保育・子育て支援サービスや介護サービスの利用ニーズを満たすための取組を進めていきます。		高齢福祉課 障害福祉課 子ども育成課 子ども子育て支援課
	③男性の家事・育児・介護への参画の促進	43 (9)	男性の意識改革に向けた講座の開催	男女共同参画センター「ゆーあい」等における講座・講習会を通して、家事・育児・介護を男女が共に担うことに対する男性の意識改革を促すとともに、実際に男性が参加することを支援します。		協働推進課
		44 (10)	男性の育児・介護休業取得に向けた啓発・支援	男性の育児休業取得の促進を図るとともに、今後男性の介護と仕事との両立が切実な課題となることを踏まえ、介護休業の取得の促進を図るための啓発を行います。		協働推進課
		45 (16)	育児休業・介護休暇取得に向けた環境づくり	市職員が育児休業・介護休暇を取得しやすい環境にするため、育児休業・介護休暇関連制度を周知し、職場における機運の醸成を図ります。特に、女性職員に比べて実績が少ない男性職員に対し、育児休業や介護休暇の取得を促します。	★	職員課

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

主要課題	施策	新旧事業No.、事業名、事業内容、重点事業(★)、担当課				
①地域社会での男女共同参画の推進	○地域における男女共同参画の促進	46 (57)	【更新】 地域活動における男女平等の啓発	地域活動における固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、自治会、NPOなど地域活動の場において啓発活動を実施します。		協働推進課
		47 (58)	【更新】 男女共同参画の推進を担う地域の団体等との連携	男女共同参画に資する活動を行っている地域の団体等を洗い出し、意見交換や情報交換を行うことで、意識を高めるとともに、連携を強化します。	★	協働推進課
		48 (59)	地域活動への支援	市民が趣味や余暇を生かした仲間づくりや地域活動を活発に行い、充実した多彩な暮らしを送ることを支援して、地域活動における男女共同参画推進のきっかけづくりを行います。		協働推進課
②防災分野での男女共同参画の推進	○防災分野への女性参画の促進	49 (60)	消防団、自主防災組織への女性の参画促進	防災分野における固定的な性別による役割分担意識の解消のため、消防団への女性の入団を促進します。また、自主防災組織への男女双方の参画を促します。		防災安全課
		50 (61)	男女共同参画の視点による地域防災計画の推進	防災会議委員に女性を積極的に登用し、地域防災計画に男女共同参画の視点を反映します。		防災安全課
		51 (62)	男女共同参画の視点による避難所運営の推進	災害発生時の女性の人権を擁護するため、女性の視点・意見を反映した避難所管理運営マニュアルの整備を推進します。	★	防災安全課
		52 (63)	女性の視点を踏まえた防災訓練・イベントの開催	女性の視点を生かした地域防災力の向上のため、男女共同参画に配慮した防災訓練やイベントを開催します。		防災安全課 協働推進課

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

主要課題	施策	新旧事業No.、事業名、事業内容、重点事業(★)、担当課				
<p>③誰もが安心して生活できる環境の整備</p>	<p>①さまざまな困難を抱える人への支援</p>	<p>53 (14)</p>	<p>【更新】 ひとり親家庭や生活に困難を抱える世帯への支援の充実</p>	<p>ひとり親家庭や障害者とその介助者、生活困窮者など生活上の困難を抱える世帯が地域で自立し、安心して生活できるよう、各種相談に応じて適切な支援につなげるとともに、家事・育児支援や就労支援を行います。</p>		<p>福祉総務課 障害福祉課 生活福祉課 子ども育成課 子ども子育て支援課</p>
	<p>②多文化共生の推進</p>	<p>54 (新)</p>	<p>【新規】 ケアラーへの支援の充実</p>	<p>心身に不調のある家族の介護・看病等をしている人や、過度に家族の世話や家事をしている子どもの孤立を防止し、負担を軽減するため、相談窓口等を周知し相談しやすい環境を整備するとともに、総合的な相談体制や支援体制の強化を図ります。</p>	<p>★</p>	<p>高齢福祉課 障害福祉課 子ども子育て支援課 教育指導課</p>
	<p>55 (55)</p>	<p>国際交流の推進と国際理解の促進</p>	<p>市民一人一人が外国や外国人の間で相互の文化や習慣を理解し、尊重し合える関係づくりを支援します。</p>		<p>協働推進課 教育指導課 企画政策課</p>	
	<p>56 (56)</p>	<p>国際ガールズ・デーに連動したイベントの開催</p>	<p>世界の女子の境遇を紹介することで、女性の立場の再認識と理解促進を図るとともに、女子の持つ可能性についての社会的意識を向上させていきます。</p>		<p>協働推進課</p>	
	<p>57 (新)</p>	<p>【新規】 外国人住民の暮らしへの支援</p>	<p>外国人住民が安心して暮らせるよう、市ホームページや暮らしに関する配布物等において多言語対応や「やさしい日本語」の活用を進めるとともに、来庁時の窓口対応において、通訳タブレット等を使用し、不安や不便が生じないよう努めます。</p>		<p>全課</p>	

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

主要課題	施策	新旧事業No.、事業名、事業内容、重点事業(★)、担当課				
④生涯にわたる健康支援	①妊娠・出産への切れ目のない支援	58 (52)	【更新】 妊産婦のための相談体制の充実	妊産婦とそのパートナーが妊娠期から子育て期までに抱える様々な悩みに対応するための相談体制を充実させます。市報や母子健康手帳交付時等の面接を活用して、相談を必要とする市民に広く相談窓口を周知するとともに、妊産婦・新生児等を訪問して指導・助言し、育児に関する相談を受けます。	★	子ども子育て支援課
		59 (新)	【新規】 特に支援を要する妊産婦等への支援	若年、外国人、多子世帯等の支援を要する妊産婦に対し、グループ活動を通じて、育児の負担感や孤立感の軽減が図られるよう支援します。		子ども子育て支援課
		60 (51)	【更新】 母子のための健診・健康相談の充実	妊婦・産婦健康診査や乳幼児健康診査、両(母)親学級等の実施により、妊産婦や乳幼児の健康についての正しい知識の普及啓発を図るとともに、健康に関する相談を実施します。		子ども子育て支援課
		61 (48)	【更新】 子育て世帯や妊娠・出産を迎える世代のための学習機会の提供の充実	子育て世帯や今後妊娠・出産を迎える世代が健康について学べるよう、講座や講演会等を開催します。講座や講演会等の開催に当たっては、より多くの市民が学習できるよう、働く市民も参加しやすい日時での実施を図ります。		子ども子育て支援課

基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり

主要課題	施策	新旧事業No.、事業名、事業内容、重点事業(★)、担当課			
④生涯にわたる健康支援	②性差・年代に応じた健康づくりの支援	62 (53) (54)	【更新】 疾病の予防と健(検) 診事業の充実	性差・年代による特性も考慮して各種がん検診や健康診査の充実に努めるとともに、健康に関する情報を提供して疾病に関する市民の正しい理解を支援し、がん等の疾病の早期発見・早期治療を図ります。また、広報の充実や受診しやすい体制づくりを図り、受診率の向上に努めます。	健康推進課 子ども子育て支援課
		63 (50)	更年期を理解するための 情報提供	更年期における男女の体調の変化等に対する正しい知識の普及を図るとともに、更年期に伴う症状の理解や症状の緩和についての啓発活動を実施します。	健康推進課
		64 (49)	心とからだの健康づくりの推進	男女が健康な状態で暮らすことができる社会の実現を目指し、食事や健康管理に関する講演会等を開催して、健康意識の普及・充実に努めます。また、気軽に参加できるスポーツ事業の開催や学校の体育施設の地域開放、総合体育館の事業の充実により、市民の体力の向上を図ります。	★ 健康推進課 スポーツ振興課
		65 (51)	健康相談の充実	各種疾病の予防や日常の健康等に関する正しい知識を普及するとともに、市民の健康に対する関心を高めるため、健康相談を行います。また、相談を必要とする市民に情報が届くように、広報手段を充実させます。	健康推進課
		66 (新)	【新規】 高齢者の健康づくりへの支援	高齢者の社会的孤立やフレイルを予防し、健康で活動的な高齢期を過ごせるよう、身体機能や認知機能の維持・向上を図る健康教室や各種講座を開催します。また、身近な地域で行われる健康づくりや世代間交流の活動を支援します。	高齢福祉課 健康推進課